

zoetis

Reneval®15
Reneval®50
Reneval®150

動物用医薬品

フルオロキノロン系抗菌剤
要指示医薬品 指定

	錠15	錠50	錠150
承認指令書番号	26動薬第1356号	26動薬第1357号	26動薬第1358号
販売開始	2015年6月	2015年6月	2016年6月
再審査結果	-	-	-

2015年3月作成

貯法 室温

レネバル錠®15 レネバル錠®50 レネバル錠®150

【本質の説明又は製造方法】

本剤は犬および猫の細菌性尿路感染症を効能効果とする動物用フルオロキノロン系合成抗菌剤である。広域スペクトラムを有し、細菌のDNA複製を阻害することで殺菌的に作用する。犬や猫に投与がしやすいビーフフレーバー*を配合している。

*当該フレーバーに牛由来成分は含まない。

【成分及び分量】

品名	レネバル錠15	レネバル錠50	レネバル錠150
有効成分	エンロフロキサシン		
含量	1錠中 (60mg) 15.00mg	1錠中 (200mg) 50.00mg	1錠中 (600mg) 150.00mg

反すう動物由来物質：乳糖水和物（牛、乳及び仔牛由来レンネット）

【効能又は効果】

【有効菌種】 本剤に感受性の下記菌種

ブドウ球菌属、レンサ球菌属、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、シュードモナス属、ステプトロホモナス・マルトフィリア、アシネトバクター・カルコアセティクス

【適応症】 犬及び猫の尿路感染症

【用法及び用量】

1日1回体重1kg当たりエンロフロキサシンとして下記の量を経口投与する。

犬：5～10mg

猫：5mg

【使用上の注意】

【基本的事項】

- 守らなければならないこと
(一般的注意)
(1)本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
(2)本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
(3)本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
(取扱い及び廃棄に関する注意)
(1)使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
(2)本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
(3)小児の手の届かないところに保管すること。
- 使用に際して気をつけること
(使用者に対する注意)
誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
(犬及び猫に関する注意)
副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【専門的事項】

- 対象動物の使用制限
大量投与により幼若犬で関節障害が認められたため、本剤は12ヵ月齢未満の成長期にある犬には使用しないこと。
- 重要な基本的注意
(1)本剤は第一選択薬が無効である症例に限り使用すること。
(2)本剤の投与期間は原則として7日以内とし、14日までの追加投与は慎重に行うこと。7日間の投与で症状の改善が認められない場合、処方を見直すこと。
(3)猫において、本剤の投与により失明等の視覚障害が認められた報告があるので、異常が認められた場合は投与を中止すること。
- 相互作用
(1)類似化合物で、テオフィリンとの併用により、テオフィリンの血中濃度を上昇させるとの報告があるので、併用する場合にはテオフィリンを減量するなど慎重に投与すること。
(2)類似化合物で、マグネシウム又はアルミニウム含有の制酸剤との併用により、吸収が低下し、効果が減弱するとの報告があるので、併用は避けることが望ましい。
(3)類似化合物で、非ステロイド性消炎鎮痛剤との併用により、まれに虚脱が発現するとの報告がある。
- 副作用
本剤投与により嘔吐、食欲不振、流涎等を認めることがある。
- その他の注意
本剤は、ナリジクス酸高度耐性株に対して効力を示すが、フルオロキノロン高度耐性株に対しては効力を示さない。

【有効期間】

3年

【包装】

レネバル錠15 10錠1シート×10シート
レネバル錠50 10錠1シート×10シート
レネバル錠150 10錠1シート×5シート

【製品情報のお問い合わせ先】

ゾエティス・ジャパン株式会社

〒151-0053

東京都渋谷区代々木3-22-7

TEL：0120-317955

FAX：0120-317965

月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00受付

※土日祝祭日、年末年始及び弊社休業日は除く。

【FAXのみ24時間受信可能】

【製造販売元】

ゾエティス・ジャパン株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-7

®登録商標

Z002

RNVLJPNP12

獣医師、薬剤師等の医薬品関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報のお問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。